

◎ 納付方法の切替え時期(10月から特別徴収を開始する場合)

6月から9月までは普通徴収(納付書や口座振替による支払い)になり、10月から特別徴収を開始します。
 翌年度からは年金受給月(4・6・8・10・12・2月の年6回)に特別徴収します。

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
支払月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収の方 (年金天引き)	普通徴収と同じです				10月天引き		12月天引き		2月天引き	